

これまでの経過

平成14年に発足した第2期市民まちづくり会議では、日野市のまちづくりやまちづくり条例について学習するまちづくり講座、まちづくり寺子屋を開催し、平成15年8月～9月、まちづくり条例に関する市民提案を募集しました。

市民提案からは、日野市政の仕組みに関する条例や、大規模マンション開発への規制、農地や樹林地などの自然環境の保護に関する規制、日野市が行う計画や事業、評価に至るまでの市民参画の保障に関する事など、様々な提案が寄せられました。

まちづくり条例を考えるにあたっては、日野らしさの継承 緊急性を要するもの(失ってしまつては取り返しのつかないもの)



まちづくり講座



まちづくり会議での検討

まちづくり課題への対応 3つの視点で整理を行いました。

この3つの視点で、日野いいプラン2010、環境基本計画を踏まえて、まちづくりマスタープランに基づいた、まちづくり条例の柱ができあがりました。

今後の検討課題

今回の(仮称)まちづくり条例の紹介には、市民の方々からの提案がすべて盛り込まれていませんが、その内容は、今後も課題として検討していきます。今後、検討していくものとして主要な項目をお知らせします。

1) 景観マスタープランの策定 国においても景観法が審議中ですが、市民の皆さんの多くの提案が位置づけられています。急ぎ、景観マスタープランを策定し、景観法を

用いた景観まちづくりを進めていきます。

2) 交通及びバリアフリー (1) 駅周辺 日野駅・豊田駅・高幡不動駅は市の3拠点として位置づけられています。これらの駅については、現在協議会を立ち上げ、計画を推進しています。

(2) 道路整備 市民参画による道路点検隊とともに、日野市の道路の問題や課題を

実際に歩きながら点検し、整備していきます。

(3) 駐輪対策 違法駐輪について多くの提案をいただきました。市民の皆さんの提案を踏まえながら、見直しを行っていきます。

これら課題の解決については条例化を含め、市民参画により検討していきますので、提案された方・興味のある方は、今後も参画をいただければと思います。

今後さらに検討していきます!

～ご意見・ご提案をお寄せください～

(仮称)まちづくり条例の基本方針に関するご意見・ご提案を募集します。下記連絡先まで、郵送・FAXまたはEメールでお寄せください。

〒191-8686 日野市役所都市計画課 FAX 583-4483 Eメール tosikei@city.hino.tokyo.jp

町名地番整理は、町名の混在した大字を廃止し、区画整理事業で整備された、道路や河川など恒久的なものを新たな町の境界として整理し、郵便・消防・防犯など日常活動に支障となる複雑な地番を解消するものです。

町名地番整理は、町名の混在した大字を廃止し、区画整理事業で整備された、道路や河川など恒久的なものを新たな町の境界として整理し、郵便・消防・防犯など日常活動に支障となる複雑な地番を解消するものです。



町名地番整理は、町名の混在した大字を廃止し、区画整理事業で整備された、道路や河川など恒久的なものを新たな町の境界として整理し、郵便・消防・防犯など日常活動に支障となる複雑な地番を解消するものです。

町名地番整理後の新地番は次の2つです。

Table with 4 columns: Date, Time, Venue, and Event details for the 'Manji-dera Town Name and Parcel Number Consolidation' public explanation sessions.

会場には駐車場がありませんので、車の来場はご遠慮ください。靴を入れる袋とスリッパ等をご用意ください。

「日野」7月21日(水)午後1時30分から「会場」都庁第一本庁舎特別会議室A「定員」15人申込多数の場合は7月7日(水)に都庁で公開抽選「申込み」6月30日(水)まで(往復ハガキで、往信用裏面に住所、氏名、電話番号を記入し、〒163-8001新宿区西新宿2-8-1東京都都市整備局都市計画課(03-5588-3225)へ)

「縦覧内容」落川東地区地区計画の決定「位置及び区域」落川1397番地の1「縦覧期間」6月22日(火)～7月5日(月)午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日を除く)「縦覧場所」市役所3階都市計画課「問合せ先」都市計画課 第165回東京都都市計画審議会の傍聴

Advertisement for 'Nishino Housing' (有日野住宅) featuring home renovation services, contact information, and a phone number 0120-71-1162.

日野市まちづくりマスタープラン ～豊かさと言われる日野を次世代に～

まちづくりマスタープランの方針

【方針1】 日野の記憶と文化を伝えるまちをつくる



【方針2】 日野の暮らしの舞台を支えるまちをつくる

【方針3】 日野の仕事を育むまちをつくる

【方針4】 市民参画のまちづくり

- 市民自治のまちづくり
協働のまちづくり
協調のまちづくり

まちづくりの支援
・市民活動への資金的な支援
・市民活動への専門家の派遣

まちづくり条例の基本的な方向

絶対高さ制限の導入を検討
市域の約8割が2階建て前後の低層住宅のまちです(グラフ参照)。良好な住環境を守り、日野市に多くある「ホッとさせる景観」を保全する観点から、地域の特性に合わせて絶対高さ制限の導入を検討します。

緑地や湧水を保全する地域の指定を検討(みどりの基本計画に基づき指定します)
斜面地マンションの規制

日野らしさのある原風景を保全
景観マスタープランを策定し、景観法(現在審議中)を活用した景観まちづくりを進めていきます。

まちづくり推進地区の指定
まちづくりマスタープランや地域の特定課題としてまちづくりが必要な地区については、まちづくり推進地区として指定を検討し、市民と協働でまちづくりを進めていきます

商業や工業を育む地域の指定
商業系の地域や工業系の地域において、マンションのみの開発ではなく、商業や工業の機能も併せて誘導するような、例えば商業活性化地区や工業活性化地区などの指定を進めていきます

地区まちづくり計画制度の検討
テーマ型まちづくり計画制度の検討
まちづくり推進地区の策定

開発に伴う土地利用の調整と協議のルールづくり
・大規模開発事業に伴う土地利用の調整
・開発事業の手続きや基準
・紛争の予防と調整

計画や事業の公正で透明な手続き
・まちづくりに関係するデータの作成・更新・公開
・まちづくりの計画や事業への市民参画の手続き
・まちづくりの評価と進行管理

農業者の経営的な観点も配慮しながら、計画的な農地の保全を推進するため、市で積極的に農地を保全・育成・支援していく農業保全地域などの指定を検討していきます

福祉のまちづくりを目指して
障害のある方とともに、交通バリアフリー基本構想を策定しています。バリアフリーの基準を定めたガイドラインの策定や施設整備にあたって、障害のある方の意見が取り入れられるような仕組みを定めた条例の必要性が求められています。状況をふまえて、福祉環境整備要綱の条例化及び基準の見直しを図っていきます

関係する主な法律
都市計画法
都市緑地法
建築基準法
都市計画法、都市緑地法、景観法
交通バリアフリー法、建築基準法
農地法

